

人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

会社分割時の労働契約の取扱い

＜労働契約の引継ぎ、必要な労務関連手続き＞

発行元：社会保険労務士 山口事務所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5
ヒロビル 2F
TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763
E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp
Homepage：http://www.ys-office.co.jp
Facebook：http://www.facebook.com/ysoffice

近年、国内に留まらず国外を含め、企業間の競争が激化し、生き残りをかけてより効率的な事業運営ができるよう組織体制の見直しを図る企業が増えています。それに伴い組織再編時の労働契約の取扱いも大きな問題となっています。今回は組織再編の一手法である会社分割をテーマに取り上げ、労働契約の引継ぎや会社分割時に必要となる労務関連手続きの流れ等について解説します。

1. 会社分割とは？

企業の組織再編には、合併、事業譲渡、会社分割と大きく分けて3つの形態があります。

合併とは、複数の企業が1つに合体することを意味し、包括承継という考え方のもと、労働契約関係(給与、退職金、有給休暇等)は合併後の会社にすべて承継されます。

事業譲渡とは、企業組織の全部または一部を一体として他に譲渡することを意味し、特定承継という考え方のもと、譲渡元と譲渡先の2社間の合意に基づいて、移籍対象者や譲渡後の労働条件等が定められます。

今回取り上げる会社分割は、1つの会社を2つ以上の会社に分割する制度で、会社法により定められています。会社分割には、既に存在する会社に事業を承継させる吸収分割と、新たに会社を設立して承継の相手方とする新設分割の2つの形態があります。

会社分割では、分割対象事業として切り分けられる権利義務は分割後の会社に包括的に引き継がれるという「部分的包括承継」という考え方をとります。したがって、分割対象の事業に所属していた労働者の労働条件は分割契約(計画)にもとづき、分割後も原則としてそのまま維持されることとなります。有休日数や退職金額も通算されます。

2. 労働者を自由に移籍させてもよいのか？

企業の事情で労働者の移籍を認めてしまうと労働者にとってその身分が不安定すぎるということで、労働契約承継法という法律で、労働者による移籍(残留)拒否の申立てや労使間の事前協議等のルールが定められています。

＜移籍に関する労働者の異議申立て＞

(1) 分割対象事業に主として従事していた労働者

- 分割契約書等で移籍対象になった場合
→ 本人の意思に関わらず、契約書どおり移籍
- 分割契約書等で移籍対象から外された場合
→ 異議を申し立てれば、移籍可能

(2) 分割対象事業に主として従事していなかった労働者

- 分割契約書等で移籍対象になった場合
→ 異議を申し立てれば、残留可能
- 分割契約書等で移籍対象から外された場合
→ 本人の意思に関わらず、契約書どおり残留

「主として」従事していたかどうかは、分割契約等を締結または作成する日における業務内容で判断されます。パートや契約社員でも移籍対象とすることは可能です。ただし、出向や研修、応援等で一時的にその事業に所属していることが明確な場合や、会社から追い出すことを目的に、分割契約直前にその対象事業に異動させても、過去の勤務実態をみて、「主として」従事する労働者とはみなされないこともありますのでご注意ください。異議申立て後の解雇、労働条件変更といった不利益取扱いもNGです。

3. 労務関連手続きの流れ

主な労務関連手続きの流れは以下のとおりです。

(1) 全従業員を対象とした協議

労働者の過半数を代表する労働組合または過半数代表者との間で、会社分割の背景や理由、分割対象労働者の判断基準等に関し協議します。

↓

(2) 分割対象事業に従事する労働者との個別協議

移籍対象となる労働者と分割後の業務内容、就業場所、その他労働条件等に関し協議します。この個別協議が不十分であった場合は、移籍自体が無効になる場合があるとした裁判例(日本IBM事件・最二小判平 22.7.12 労判 1010号5号)も出ていますので、慎重な対応が求められます。

↓

(3) 分割対象事業に従事する労働者への書面による通知
承継会社の情報、会社分割の効力発生日、移籍対象労働者の範囲(氏名)、異議申立期限等を書面で通知します。

↓

(4) 労働保険、社会保険の切替手続き

移籍対象者について社会保険は通常の資格喪失・取得手続きでかまいませんが、雇用保険の場合は同一事業主認定手続きを行い、合わせて転勤届等を提出することで雇用の中断が生じない形での事務処理が可能となります。

詳しくは山口事務所までお問い合わせください。

— 今月の主な労務・税務関連手続き —

- ・ 定時決定(算定)による標準報酬月額の変更(9月分から)
- ・ 厚生年金保険料率の改定(9月分から)

● コラム ●

11月15日(火)に三鷹市が中心となって運営している三鷹ネットワーク大学のベンチャーカレッジという講座で雇用管理について講義をします。お知り合いで起業に興味のある方がいらっしゃいましたら、ご紹介いただけると幸いです。また、この講座の講師陣の共同執筆による書籍の出版が決まりました。私は雇用管理の執筆を担当します。発行日等、詳細が決まりましたら、またご案内させていただきます。(山口)